

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応民生委員・児童委員活動支援事業	①物価高騰等の影響を受ける民生委員・児童委員の負担を軽減するため、燃料費高騰分の一部を支援 ②燃料費高騰分の一部に相当する支援金の交付に係る経費 ③支援単価4,000円(※)×619人＝2,476千円 ※高騰分24.8円/ℓ×平均使用量40.6ℓ/月×10日/30日×12月＝4,000円 ④民生委員・児童委員	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者家計支援事業	①物価高騰等の影響を受ける高齢者に対し、家計支援を行い生活の下支えをするため、公共交通機関(三重交通バス)の乗車時に利用できるシルバーエミカに500円分の消費下支えポイントを付与 ②500円分の消費下支えポイント付与に係る経費 ③委託料 5,000千円(10,000人分) ④市内に住所を有する65歳以上の人	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設等物価高騰対策施設運営支援金	①物価高騰等による障害者支援施設等の運営事業者の負担を軽減し、入居・入所施設及び通所施設の利用者の快適な利用を維持するため、運営経費の一部を支援(支援対象期間:令和7年1月～令和7年3月分) ②物価高騰対策施設運営支援金の交付に係る経費 ③①食料費 【入居・入所】2,913千円(支援単価1,900円×1,022人×3月×1/2) 【通所系】3,174千円(支援単価650円×3,255人×3月×1/2) ②電気・ガス 【入居・入所】912千円(支援単価595円×1,022人×3月×1/2) 【通所系】2,050千円(支援単価370円×3,693人×3月×1/2) 【訪問系】619千円(支援単価4,300円×96施設×3月×1/2) ③ガソリン 【入居・入所】90千円(支援単価300円×200台×3月×1/2) 【通所系】1,372千円(支援単価750円×1,220台×3月×1/2) 【訪問系】130千円(支援単価300円×288台×3月×1/2) ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内障害者支援施設等運営事業者	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設等物価高騰対策施設運営支援金	①物価高騰等による介護保険施設等の運営事業者の負担を軽減し、入居・入所施設及び通所施設の利用者の快適な利用を維持するため、運営経費の一部を支援(支援対象期間:令和7年1月～令和7年3月分) ②物価高騰対策施設運営支援金の交付に係る経費 ③①食料費 【入居・入所】13,110千円(支援単価1,900円×4,600人×3月×1/2) 【通所系】4,174千円(支援単価650円×4,281人×3月×1/2) ②電気・ガス 【入居・入所】4,106千円(支援単価595円×4,600人×3月×1/2) 【通所系】2,376千円(支援単価370円×4,281人×3月×1/2) 【訪問系】2,006千円(支援単価4,300円×311施設×3月×1/2) ③ガソリン 【入居・入所】105千円(支援単価300円×234台×3月×1/2) 【通所系】928千円(支援単価750円×825台×3月×1/2) 【訪問系】420千円(支援単価300円×933台×3月×1/2) ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内介護保険施設等運営事業者	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援金	①物価高騰等による電気・ガス等の価格上昇の影響を受けている医療機関(歯科・調剤薬局を含む)に対し、安定的な運営を維持するため、運営経費の一部を支援(支援対象期間:令和7年1月～令和7年3月分) ②物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③①電気・ガス 【病院、有床診療所】16,776千円(支援単価9,200円×3,647床×1/2) 【無床診療所(内科)】3,572千円(支援単価32,925円×217機関×1/2) 【無床診療所(歯科)】2,107千円(支援単価32,925円×128機関×1/2) 【歯科技工所】232千円(支援単価10,300円×45機関×1/2) 【助産所】196千円(支援単価20,600円×19機関×1/2) 【施術所】510千円(支援単価10,300円×99機関×1/2) 【薬局】2,190千円(支援単価32,925円×133機関×1/2) ②ガソリン 【病院、有床診療所、無床診療所(内科)】1102千円(支援単価2,950円×69機関×1/2) 【無床診療所(歯科)】34千円(支援単価2,950円×23機関×1/2) 【薬局】99千円(支援単価2,950円×67機関×1/2) ※支援単価は県の物価高騰対策に準じて設定 ④市内医療機関(歯科・調剤薬局を含む)	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設給食物価高騰対策支援金	①保育を実施し、給食の提供により物価高騰等の影響を受ける民間保育施設に対し、給食提供に係るコスト上昇により家計負担が増加することを避けるため、コスト上昇分の負担を軽減し、運営を支援 ②保育施設給食物価高騰対策支援金の交付に係る経費 ③①民間保育所 【2号認定】5,416千円(450円×12月×1,003人) 【3号認定】1,734千円(150円×12月×963人) ②民間認定こども園 【1号認定】2,797千円(450円×11月×565人) 【2号認定】16,026千円(450円×12月×1,116人) 【3号認定】1,426千円(150円×12月×792人) ※1号認定及び2号認定の450円は、物価高騰分を見込んだ給食徴収額4,950円と実際の給食徴収額4,500円との差額 ※3号認定の150円は、物価高騰分を見込んだ給食徴収額4,950円と1号・2号認定に係るR6公定価の副食費免除加算額4,800円との差額 ④民間保育施設利用者(保護者)	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	松阪食肉公社エネルギー価格高騰対策支援金	①エネルギー価格や物価の高騰に伴う施設運営経費の増加より経営がひっ迫している株式会社三重県松阪食肉公社に対し、三重県及び津市ほか11市町が安定的な施設運営を支援 ②松阪食肉公社等負担金の交付に係る経費 ③松阪食肉公社等負担金 581千円 ※想定される燃油・電気料金上昇分2,600千円を、肉用牛利用分1,300千円と豚利用分1,300千円に分け、12市町による令和5年度の施設利用実績の割合に基づき按分 (津市分は肉用牛利用分1,300千円の14.39%及び豚利用分1,300千円の30.28%) ④株式会社三重県松阪食肉公社	R7.4	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	高速船運航事業者運航継続支援事業補助金(燃油価格高騰対策)	①津市と中部国際空港を結ぶ高速船を運航する津エアポートライン株式会社は、長引く原油価格高騰の影響を受けて業績が厳しくなっており、同社による安全安心な運航の維持及び事業継続を支援するため、燃油代高騰分に係る経費相当分の支援金を交付 ②高速船運航事業者運航継続支援事業補助金(原油価格高騰対策)の交付に係る経費 ③高速船運航事業者運航継続支援事業補助金 7,400千円 A.燃料高騰分: 支援単価15.0円/ℓ×358ℓ/便×7,162便 38,460千円 B.令和5年10月1日からの運賃値上げ分のうち燃料価格高騰相当分 に令和7年度の利用見込者数を乗じた金額: 23,596千円(【大人】123名×187,509人、【小人】61.5名×8,650人) (A-B)×1/2=7,400千円 ④津エアポートライン株式会社	R7.4	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業会計繰出	①物価高騰の影響を受けている生活者・事業者に対して、迅速かつ的確な負担軽減を図るため、市内全ての世帯と事業者(官公庁除く)を対象に、令和7年4月から使用する水道料金の基本料金を2か月分無料化 ②2か月分の水道料金の基本料金の無料化に係る費用 ③津市水道事業会計に繰り出し、2か月分の水道料金の基本料金の無料化に要する費用を交付対象経費とする。 (1)対家戸数137,000件×2か月分の基本料金(6月1日から7月31日までの間の検分) 278,204千円 (2)料金システム改修委託料 8,866千円 [改修内容] ・業種コードの設定(官公庁区分) ・料金計算プログラム変更 ・検針ハンディターミナル設定変更 ・各種検証 (3)印刷製本費 368千円 (4)通信運搬費 269千円 ④市内全ての契約世帯・事業者(官公庁除く)	R7.4	R7.7
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子どもの給食支援事業	①市内の小中学校及び幼稚園のうち、給食を実施している学校等においては、給食会計が長期化する給食食材費等の高騰の影響を受け続けており、収束の見込みが立たない現状を踏まえ、食材費等の高騰が給食費値上げによる保護者負担とならないようにするため、コスト上昇分の負担を軽減し、運営を支援 ②子どもの給食支援金の交付に係る経費 ③(1)小学校分 116,759千円 給食費4,300円×11月×19%×12,992人 (2)中学校分 67,155千円 給食費4,800円×11月×19%×6,694人 (3)幼稚園分 7,641千円 給食費4,000円×11月×19%×914人 ※支援金額は児童・生徒数を基に算定(教職員等は含まない) ※全国消費者物価指数(食料品)の2022年1月の指数(102.0)と2024年11月時点の指数(121.3)から上昇率19%を算定 ④給食を実施している市内小中学校及び幼稚園の利用者(保護者)	R7.4	R8.3

※上記は国への実施計画提出期限(令和7年6月30日(金))時点の内容です。

※No.9の「事業始期」及び「事業終期」については、無料化の対象期間を記載しています。